

過労死防止基本法の制定を求める意見書

近年、我が国では過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、長時間労働や劣悪な職場環境を強いた一部の職場における「過労死」、「過労自死」の発生は、大きな悲劇を生み、深刻な社会問題として認識されるようになってきた。

労働基準法では、労働者が過重な長時間労働を強いられることを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、昨今の雇用情勢の中、労働者は労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中において自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、ますます厳しくなると想定される経済雇用情勢の中で、労働者を守りながら、経済と社会を健全に発展させるためには、個人や企業の努力に頼るだけではなく、国が過労死防止に関する法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律(過労死防止基本法)を 1 日も早く制定されるよう強く要望する。

記

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 平成 26 年 2 月 24 日

(議決年月日) 平成 26 年 2 月 28 日

(議決結果) 可決 (賛成多数)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣